

日本医師会「全国医師会研修管理システム」の導入について

導入の経緯・背景

- 日本医師会は平成28年度より生涯教育制度実施要綱の見直しと「全国医師会研修管理システム」の稼働を開始。システムは、①「生涯教育制度」②「認定産業医制度」③「認定健康スポーツ医制度」④「かかりつけ医機能研修制度」を構築。
- 併せて平成28年4月1日より、今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上する「日医かかりつけ医機能研修制度」を創設、実施主体を各都道府県医師会へ要請。

システムの導入は各都道府県医師会の判断によることとされ、当会では他都府県の動向を見ながら、**会員や郡市医師会の不利益にならないように慎重に検討、当面は④「かかりつけ医機能研修制度」のみ導入（平成28年4月～）。**



- ※他都府県のシステム利用状況調査を確認、日医への単位等申告方法の変更。
- ※「専門医制度共通講習」の申請、「受講記録」の証明、「医師資格証」の活用など、**近い将来、①「生涯教育制度」の新システムを利用せざるを得ない環境になる**ことを想定し、**平成30年度から日医管理システムを導入する。**
- ※新システム導入に伴い「**日本医師会生涯教育講座実施要領**」を一部改正し、関係者に対して**あらゆる機会をとらえて丁寧に説明**していく。

注) ②「認定産業医制度」③「認定健康スポーツ医制度」については、日医の通達は未定。

「実施要領」一部改正のポイント

- 日医カリキュラム改定（単位数・CC制）より「**北海道医師会認定生涯教育講座**」という概念が無くなったことによる文言整理。
- 専門医会・医学会・各種研究団体**の審査は、**北海道医師会学術部が行う（従前同様）。**
- 営利を目的とする団体による、単独の主催は不可とする（郡市医師会等との共催は可能）。**
- 郡市医師会**で企画された講座は**当該郡市医師会内で自己審査を行い、審査結果を日医新システムに入力する。**

「日本医師会生涯教育講座実施要領」の一部改正のイメージについて

● 「日本医師会生涯教育講座実施要領」の一部改正に伴い、道内で開催する各種講演会の申請方法や審査方法等について以下のとおり変更する。

